

議案第 26 号 令和 7 年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別

会計について

議案第 26 号、令和 7 年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について説明いたします。

予算説明書 23 ページをお願いします。

この貸付事業は、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、特別会計を設け実施しているものです。

令和 7 年度予算につきましては、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ、1 億 3, 800 万円と定めるものです。

内訳につきましては、24 ページの第 1 表のとおりです。

詳細について説明いたしますので、336 ページをお願いします。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金、繰越金、貸付金元利収入、違約金及び延納利息、貸付金返還金です。

繰入金につきましては、事務費となります。

次に、貸付金元利収入につきましては、過去 3 年間の平均償還率

で積算した額で、元金では、現年分が約95%、過年度分が約5%
となっています。

338ページをお願いします。

歳出について、目1母子父子寡婦福祉資金貸付事務費の主なものは、電算システム関係の委託料であります。

目2母子父子寡婦福祉資金貸付金は、継続分32件、新規分61件、1件当たりの平均貸付金額は、約83万円を見込んでいます。また、貸付の種類としては、高校や大学等へ修学するための経費とその支度金で、全体の約9割を占め、その他は技能習得及びそれにかかる生活資金などであります。

340ページをお願いします。

貸付事業債の令和6年度末現在高見込額は、3億1,630万円で、令和7年度末現在高見込額は、2億7,848万円余りとなる予定です。

以上で、令和7年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。